

# 騒音防止対策 (拡声器騒音の規制)

平成24年1月  
福島県

商業宣伝用の拡声機騒音については、福島県生活環境の保全等に関する条例において、規制を行っています。

商業宣伝用に拡声機を使用する者は、次の拡声機使用基準を遵守しなければならないが、違反している場合、知事（騒音規制法に基づく規制地域を有する市町村にあっては市町村長）は、当該違反行為の停止を命ずることが出来ます。

## 拡声器の使用基準

項目	移動放送 (車両搭載)	移動放送以外 (街頭等)	航空機からの放送
騒音のレベル等	音源直下の地点から10mの距離で、地上1.2mの高さで最大70デシベル以下	音源直下の地点から10mの距離で、地上1.2mの高さで最大70デシベル以下	地上1.2mの高さで、音量の測定値の最大から3個のピーク値の算術平均値が70デシベル以下
使用時間	午前7時～午後7時	午前7時～午後7時	午前9時～午後5時(日曜、祝日は午前10時から)
使用場所等	幅員5m以上の道路	・幅員5m以上の道路 ・拡声機中心線の延長と地表との交点は、拡声機直下から10m以内 ・拡声機の設置高さは地上10m未満	
放送時間等	1地点における1回の連続放送時間10分を超えないこと。	1回の連続放送時間は、1時間を超えないものとし、使用時間1時間につき15分以上の休止時間を置くこと。	同一地域の上空における旋回は、2回以内とすること。
放送禁止場所	学校、病院等の施設の敷地の周囲80m以内の地域	学校、病院等の施設の敷地の周囲80m以内の地域	